

【総合判定表】

日付:2019年05月23日 13:16:50

建物コード:000003

建物名:伏図次郎【2階】

◎ 物件概要

建物コード	:000003
建物名	:伏図次郎【2階】
建築地名	:茨城県つくば市
階数	:2階建
備考1	:
備考2	:
入力者	:インテグラル

◎ 総合判定表

項目	詳細	等級				
		1	2	③	4	
火災時の安全	1. 感知警報装置設置等級	1	2	③	4	
	2. 3階の脱出対策	該当なし				
	3. 耐火等級（開口部）	1	2	③		
	4. 耐火等級（開口部以外）	1	2	3	④	
劣化の軽減	判定	1	2	③		
	イー外壁の袖組等の防腐防蟻	1	2	③		
	ロー土台の防腐防蟻	1	2	③		
	ハー浴室・脱衣室の防水	1	2	③		
	ニー地盤の防蟻	1	2	③		
	ホー基礎の高さ	1	2	③		
	ヘー床下の防湿・換気	1	2	③		
	トー小屋裏の換気	1	2	③		
	チー構造部材等（建築基準法）	1	2	③		
維持管理への配慮	判定	①	2	3		
	イー配管方法	1	2	③		
	ロー地中埋設管	1	2	③		
	ハー排水管	①	2	3		
	ニー排水管の清掃のための措置	1	2	③		
	ホー配管点検口の設置	1	②	3		
空気環境	1. ホルムアルデヒド対策	1	2	③		
	2. 居室の換気対策	機械換気				
	3. 局所換気（台所）	窓換気				
	局所換気（浴室）	機械換気				
	局所換気（便所）	機械換気				
音環境	北面	1	2	③		
	東面	1	②	3		
	南面	1	②	3		
	西面	1	②	3		
高齢者への配慮	判定	1	2	3	4	⑤
	イー部屋の配置	1	2	3	4	⑤
	ロー段差の解消	1	2	3	4	⑤
	ハー階段の安全性	1	2	3	4	⑤
	ニー手すりの設置	1	2	3	4	⑤
	ホー通路・出入口の幅員	1	2	3	4	⑤
	ヘー寝室・便所・浴室	1	2	3	4	⑤

【火災時の安全】判定書

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

◎ 総合評価

1. 感知警報装置設置等級 等級 1 2 ③ 4

評価対象住戸において発生した火災の早期覚知のしやすさ

等級	評価基準
4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所および居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所および居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
2	評価対象住戸において発生した火災のうち、台所および1以上の居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
1	その他

2. 3階の脱出対策 該当なし

通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策

対策	評価基準
対策有り	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策がある
対策無し	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策がない
該当なし	地上階数が3未満

3. 耐火等級(開口部) 等級 1 2 ③

延焼の恐れのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ

等級	評価基準
3	火炎を遮る時間が60分相当以上
2	火炎を遮る時間が20分相当以上
1	その他
該当なし	延焼の恐れのある部分が存在しない

4. 耐火等級(開口部以外) 等級 1 2 3 ④

延焼の恐れのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火炎を遮る時間の長さ

等級	評価基準
4	火炎を遮る時間が60分相当以上
3	火炎を遮る時間が45分相当以上
2	火炎を遮る時間が20分相当以上
1	その他
該当なし	延焼の恐れのある部分が存在しない

◎ 評価分析

「火災時の安全」の項目について等級3を満足しています。

【火災時の安全】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

1. 感知警報装置設置等級 等級 1 2 ③ 4

警報装置

- 住宅用火災警報器又は同等品 (等級 2, 3, -)
- 自動火災報知設備又は同等品 (等級 -, -, 4)
- なし (等級 -, -, -)

イ. 感知を行う部分の基準

①設置場所	②種別	③取付位置
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての台所	● 熱式(差動式以外)	● 天井 ○ 壁
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての居室	● 煙式 ○ 熱式(天井高さ4m未満)	● 天井 ○ 壁
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての階段	● 煙式	● 天井 ○ 壁
<input type="checkbox"/> 居室	○ 煙式 ○ 熱式(天井高さ4m未満)	○ 天井 ○ 壁
<input type="checkbox"/> 階段	○ 煙式	○ 天井 ○ 壁
<input type="checkbox"/> 廊下	○ 煙式	○ 天井 ○ 壁

(2階建て以上の廊下に設置する場合は階段付近に設置) 壁は、天井面の下15cm～50cm

等級 2 …全ての台所ともう一ヶ所以上(居室、階段、廊下のうちいずれか)に設置
 等級 3、4…全ての台所、全ての居室、全ての階段に設置

④感度等 (等級 2, 3, 4)

- 熱式及び煙式の住宅用火災警報器の感度は、感知器等規格省令に規定する感知器の種類ごとの作動試験及び不作動試験に適合している
- 感度を調整する機能を有するものの感度調整範囲は、感知器の種別に応じ感知器等規格省令に定める感度の範囲内とする
- 不燃性又は難燃性の外箱で覆っている
- 気流、外光等により非火災報を発しないように措置されている

ロ. 警報を行う部分の基準

- 警報部の中心から1m離れた位置における音圧が70dB以上、かつ1分間以上継続して火災警報音を発生できるか、又は同等の性能を有する (等級 2, 3, -)
- 各階に音響装置を設置(2階建て以上) (等級 -, -, 4)
- 各階において床面積150㎡(音圧が85dB以上の場合は350㎡)当たり1つ以上設置 (等級 -, -, 4)

2. 3階の脱出対策(3階建てのみ) 該当なし

3階部分に避難器具を設置するか、又は3階のバルコニーから直通階段に直接到達できること

該当判断

階数:

● 該当せず
○ 該当

避難器具を設置

- 避難用タラップ
- 緩降機
- 避難ばしご
- その他

3階のバルコニーから直通階段に直接到達できる

火災時に、通常の歩行経路が使用できなくなった場合に、3階部分から脱出できる対策を行なう必要があります。

性能表示事項

3. 耐火等級(開口部) 等級 1 2 ③

延焼の恐れのある部分にある外壁の開口部の耐火時間を評価します。

- 延焼の恐れのある部分にある外壁の開口部全てに耐火時間60分以上のものを使用 (等級 -, 3)
- 延焼の恐れのある部分にある外壁の開口部全てに耐火時間20分以上のものを使用 (等級 2, -)
- 上記に該当しない (等級 -, -)
- 延焼の恐れのある部分が存在しない

メモ

サッシ・ガラスの種別
 認定番号など
 耐火時間 分以上

4. 耐火等級(開口部以外) 等級 1 2 3 ④

延焼の恐れのある外壁、軒裏の耐火時間を評価します。

- 延焼の恐れのある部分にある外壁、軒裏全てに耐火時間60分以上のものを使用 (等級 -, -, 4)
- 延焼の恐れのある部分にある外壁、軒裏全てに耐火時間45分以上のものを使用 (等級 -, 3, -)
- 延焼の恐れのある部分にある外壁、軒裏全てに耐火時間20分以上のものを使用 (等級 2, -, -)
- 上記に該当しない (等級 -, -, -)
- 延焼の恐れのある部分が存在しない

メモ

外壁 構造・材料
 認定番号
 耐火時間 分以上

軒裏 構造・材料
 認定番号
 耐火時間 分以上

【劣化の軽減】判定書

日付:2019年05月23日 13:16:50

建物コード:000003

建物名:伏図次郎【2階】

◎ 総合評価

等級 1 2 **③**

構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸張するため必要な対策の程度

等級	評価基準
3	構造躯体が3世代(75年~90年)もつ程度の対策がなされている (イ、ハが等級3基準をみたし、その他の項目で等級2基準を満たしている)
2	構造躯体が2世代(50年~60年)もつ程度の対策がなされている (イ~チの全ての項目で等級2基準を満たしている)
1	建築基準法に定める対策がなされている
-	建築基準法に定める対策がなされていない

◎ 評価分析

「劣化の軽減」の項目に関して、等級3を満足しています。

【劣化の軽減】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

イ. 外壁の軸組等の防腐防蟻 等級 1 2 ③

● 外壁の構造

● 通気構造等としている

・通気層を設けた構造

(壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層を設けるなど、軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が行われているもの)

・軒の出を 90cm 以上とした真壁構造(柱が直接外気に接する構造)

○ 通気構造以外の構造としている

● 地面からの高さ1m以内の部分への措置

柱

薬剤処理を行った製材、集成材等を使用

通気構造等

その他

(等級 -, 3) (等級 2, -)

耐久性区分 D1 の樹種を使用

(等級 2, -) (等級 2, -)

(通気構造かつ、小径が 12.0cm 以上であれば等級3)

小径が 12.0cm 以上の製材、集成材等を使用

(等級 2, -) (等級 2, -)

小径が 13.5cm 以上の製材、集成材等を使用

(等級 -, 3) (等級 2, -)

耐久性区分 D1 の特定の樹種を使用

(等級 -, 3) (等級 -, -)

柱以外(間柱・筋かい・胴縁等)

薬剤処理を行った製材、集成材等を使用

(等級 -, 3) (等級 2, -)

耐久性区分 D1 の樹種の製材、集成材等を使用

(等級 2, -) (等級 2, -)

耐久性区分 D1 の特定の樹種を使用

(等級 -, 3) (等級 -, -)

合板

薬剤処理を行った構造用合板等を使用、または合板を未使用

(等級 -, 3) (等級 2, -)

外壁の軸組

外壁の軸組に対し、K3 相当の防腐防蟻処理

(等級 -, -) (等級 -, 3)

(参考) 耐久性区分 D1 に区分される樹種

ヒノキ、ヒバ、ベイヒバ、ケヤキ、アビトン、ウェスタンラーチ、ウェスタンレッドシーダー、カプル、カラマツ、クヌギ、クリ、ケンバス、スギ、セランガンバツ、タイワンヒノキ、ダグラスファー、ダフリカカラマツ、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー、ベイスギ、ベイヒ、ベイマツ、ミズナラ

(参考) 耐久性区分 D1 の特定の樹種

ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダー、その他これらと同等の耐久性を有する製材、またはこれらにより構成される集成材

ロ. 土台の防腐防蟻 等級 1 2 ③

土台に接する外壁下端の水切り

● 有

○ 無

土台の樹種

以下に含まれる樹種の製材又は集成材を使用(等級 2, 3)

ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダー

土台の防腐・防蟻処理

● K3相当以上の防腐・防蟻処理(等級 2, 3)

(北海道、青森県の場合のみ、K2相当以上の防腐処理)

○ 防腐・防蟻処理無し

【劣化の軽減】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

ハ. 浴室・脱衣室の防水 等級 1 2 ③

浴室の軸組等・床組・天井の防水

- 防水措置として防水上有効な仕上げ (等級 2, 3)
- 防水措置としてJISA4416に規定される浴室ユニットを使用 (等級 2, 3)
- その他、防水上の有効な効果があると確かめられた措置 (等級 2, 3)
- 防腐措置としてイ. の項目の等級2に沿った防腐処理を実施 (等級 2, -)
- 防腐措置としてイ. の項目の等級3に沿った防腐処理を実施 (等級 -, 3)
- 防水・防腐の措置無し (等級 -, -)

脱衣室の軸組等・床組の防水

- 防水措置として防水上有効な仕上げ (等級 2, 3)
- その他、防水上の有効な効果があると確かめられた措置 (等級 2, 3)
- 防腐措置としてイ. の項目の等級2に沿った防腐処理を実施 (等級 2, -)
- 防腐措置としてイ. の項目の等級3に沿った防腐処理を実施 (等級 -, 3)
- 防水・防腐の措置無し (等級 -, -)

ニ. 地盤の防蟻 等級 1 2 ③

基礎断熱工法

基礎断熱工法

基礎断熱工法以外

基礎断熱工法とする場合は「鉄筋コンクリート造のベタ基礎」または「布基礎と一体の土間床コンクリート」による防蟻措置のみ有効になります。

地盤の防蟻

- 鉄筋コンクリート造のベタ基礎 (等級 2, 3)
- 布基礎と一体の土間床コンクリート (等級 2, 3) (北海道、東北6県、新潟県、富山県、石川県、福井県)
- 防蟻に有効な土壌処理 (等級 2, 3)
- 防蟻措置無し (等級 -, -)
- その他 同等の防蟻措置 (等級 2, 3)

ホ. 基礎の高さ 等級 1 2 ③

- 地面から基礎上端までの高さが 400mm 以上 (等級 2, 3)

ヘ. 床下の防湿・換気 等級 1 2 ③

a. 床下の防湿措置

- 基礎断熱工法以外の場合
 - 厚さ60mm以上のコンクリート
 - 厚さ0.1mm以上の防湿フィルム
 - その他同等の防湿性能を有するもの
 - 防湿措置無し
- 基礎断熱工法の場合
 - 厚さ100mm以上のコンクリート
 - 厚さ0.1mm以上の防湿フィルム
 - その他同等の防湿性能を有するもの
 - 防湿措置無し (床下の換気処理を行っている場合は不要)

(重ね幅を300mm以上とし、厚さ50mm以上のコンクリートまたは乾燥した砂で押さえたもの)

基礎断熱工法に用いる断熱材

地域区分

断熱材種類

断熱材厚

 mm

必要断熱材厚

 mm

b. 床下の換気措置

- 壁の長さ 4m 以下毎に有効面積 300cm² 以上の換気口
- 壁の全周にわたって 1m 当たり有効面積 75cm² 以上の換気口 (ねこ土台の場合)
- その他同等の換気性能を有するもの
- 換気措置無し (基礎断熱工法で床下の防湿処理を行っている場合は不要)

【劣化の軽減】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

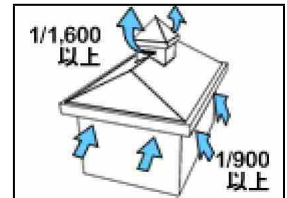
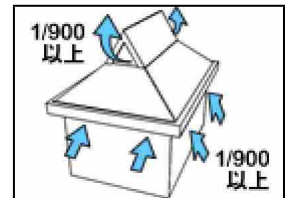
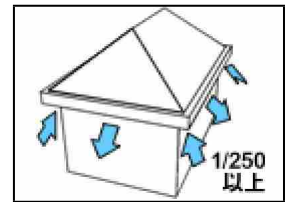
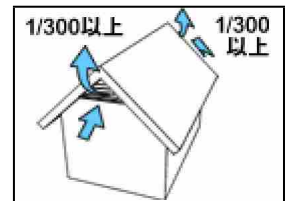
性能表示事項

ト. 小屋裏の換気 等級 1 2 ③

- 屋根断熱工法等 (等級 2, 3) 屋根断熱工法等により小屋裏が室内と同等の温熱環境にあるとみなせる場合はこの基準は適用されません。
- 屋根断熱工法以外

小屋裏の換気措置

- 小屋裏給排気 (等級 2, 3)
屋外に面する小屋裏の壁の換気上有効な位置に2以上の換気口を設け、換気口の有効面積の合計の天井面積に対する割合を 1/300以上としている
- 軒裏給排気 (等級 2, 3)
軒裏の換気上有効な位置に2以上の換気口を設け、換気口の有効面積の合計の天井面積に対する割合を 1/250 以上としている
- 軒裏給気・小屋裏排気 (等級 2, 3)
軒裏に給気口を設け、かつ屋外に面する小屋裏の壁に排気口を垂直距離で 90cm 以上離して設け、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合をそれぞれ1/900以上としている
- 軒裏給気・排気塔排気 (等級 2, 3)
軒裏に給気口を設け、かつ小屋裏の頂部に排気塔等の排気口を設け、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合をそれぞれ 1/900以上、1/1,600以上 としている



- 該当する換気措置無し (等級 -, -)

Memo

給気口の有効面積(最小)/天井面積	<input type="text"/>	(㎡) /	<input type="text"/>	(㎡) ⇒	<input type="text"/>
排気口の有効面積(最小)/天井面積	<input type="text"/>	(㎡) /	<input type="text"/>	(㎡) ⇒	<input type="text"/>

チ. 構造部材等(建築基準法) 等級 1 2 ③

- 令37条(構造部材の耐久)に適合 (等級 1, 2, 3)
構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。
- 令41条(木材)に適合 (等級 1, 2, 3)
構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。
- 令49条(外壁内部等の防腐措置等)に適合 (等級 1, 2, 3)
木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。
構造耐力上主要な部分である柱、筋かい、及び土台のうち、地面から 1m 以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

【維持管理への配慮】判定書

日付:2019年05月23日 13:16:50

建物コード:000003

建物名:伏図次郎【2階】

◎ 総合評価

等級 ① 2 3

専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため
必要な対策の程度

等級	評価基準
3	構造躯体と仕上げに影響を及ぼさずに配管の点検、清掃が行え、構造躯体に影響を及ぼさずに配管の補修が行えるもの (イ、ロ、ハ、ニ、ホを満したしたもの)
2	構造躯体に影響を及ぼさずに配管の点検、補修が行えるもの (イ、ロ、ハを満したしたもの)
1	その他(等級2に満たないもの)

◎ 評価分析

配管の維持管理を行うための基本的な措置がなされていません。
配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を容易に行うための基本的な措置をとる必要があります。

【維持管理への配慮】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

イ. 配管方法 等級 1 2 ③

コンクリート内埋め込み配管の有無

- 排水管 (● 無 ○ 有)
 給水管 (● 無 ○ 有)
 給湯管 (● 無 ○ 有)
 ガス管 (● 無 ○ 有)

等級を3とするためには、構造躯体に影響を及ぼさずに配管の維持管理を行えるよう、配管をコンクリート内に埋め込まないようにしておく必要があります。

ロ. 地中埋設管 等級 1 2 ③

地中埋設管上のコンクリート打設の有無

- 排水管 (● 無 ○ 有)
 給水管 (● 無 ○ 有)
 給湯管 (● 無 ○ 有)
 ガス管 (● 無 ○ 有)

- 凍害が予想される地域において、地方自治体の条例等により、凍結深度以下に配管

等級を3とするためには、構造躯体に影響を及ぼさずに地中埋設管の維持管理を行えるよう、地中埋設管の上にコンクリートを打設しないようにする必要があります。
 ただし、住宅の土間コンクリートや布基礎と一体となっていない防湿コンクリートのように、住宅の構造躯体に影響を及ぼさず維持管理を行える場合を除きます。
 また、凍結が予想される地域において、各地方自治体の条例等により、凍結深度以下に配管しなければならないとされている場合は本基準は適用されません。

ハ. 排水管 等級 ① 2 3

排水管(継ぎ手及びヘッダーを含む)の確認

- 排水管の内面は、清掃に影響を及ぼさないように平滑である
 たわみ・抜け、その他の変形が生じないように設置されている

ニ. 排水管の清掃のための措置 等級 1 2 ③

排水管の点検及び清掃が行えるような措置の確認

- | | | | |
|---------|-------------|-------|------------------|
| 便所1 | (○ 排水マスに隣接 | ○ 掃除口 | ● 該当室無し ○ 措置無し) |
| 便所2 | (○ 排水マスに隣接 | ○ 掃除口 | ● 該当室無し ○ 措置無し) |
| 洗面所 | (○ トラップ | ○ 掃除口 | ● 該当室無し ○ 措置無し) |
| 洗濯機置場 | (○ トラップ | ○ 掃除口 | ● 該当室無し ○ 措置無し) |
| 浴室 | (○ トラップ | ○ 掃除口 | ● 該当室無し ○ 措置無し) |
| 台所 | (○ トラップ | ○ 掃除口 | ● 該当室無し ○ 措置無し) |
| その他の水廻り | (○ トラップ | ○ 掃除口 | ● 該当室無し ○ 措置無し) |

等級を3とするためには、構造躯体と仕上げに影響を及ぼさずに排水管の点検及び清掃が行えるよう、排水管に上記のいずれかの措置を行う必要があります。

性能表示事項

ホ. 配管点検口の設置 等級 1 ② 3

主要接合部などに点検・清掃ができる開口措置があるかの確認

等級を3とするためには、構造躯体と仕上げに影響を及ぼさずに配管の点検等が行えるよう、以下の部分が仕上げ材などにより隠蔽されている場合には点検・清掃が出来る開口を仕上げ材などに設ける必要があります。

a. 設備機器と排水管・給水管・給湯管の接合部

● 排水管と設備機器の接合部
(露出 開口有 その他)

● 給水管と設備機器の接合部
(露出 開口有 その他)

● 給湯管と設備機器の接合部
(露出 開口有 その他)

b. 排水管、給水管、給湯管、ガス管のバルブ及びヘッダー

(露出 開口有 その他 措置無し 該当無し)

c. 排水管の掃除口

(露出 開口有 その他 措置無し 該当無し)

◎ 評価一覧

(1) ホルムアルデヒド対策等級

ホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策

居室の内装の仕上材	天井裏の下地材等
製材等(製材、丸太、単層フローリング)を使用	製材等(製材、丸太、単層フローリング)を使用
特定建材を使用	特定建材を使用
その他の建材を使用	その他の建材を使用

特定建材からのホルムアルデヒド発散量に関する等級

ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上材	天井裏の下地材等
3	F☆☆☆☆等級相当	F☆☆☆☆等級相当
2	F☆☆☆等級相当	F☆☆☆等級相当
1	F☆☆等級相当	
該当なし	特定建材を使用していない	特定建材を使用していない

(2) 全般換気

住宅全体に必要な換気量が確保できる対策

機械換気設備
その他

(3) 局所換気

換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備

台所:	[換気窓]
浴室:	[機械換気]
便所:	[機械換気]

◎ 評価分析

居室の内装材はホルムアルデヒドを発散する建材を使用していません。
 天井裏の下地材等はホルムアルデヒドを発散する建材を使用していません。
 建築基準法により原則として設置が必要となる換気設備が設けられています。
 局所換気については台所・浴室・便所において機械換気設備と換気のできる窓の両方もしくは換気の出来る窓を設けています。

【空気環境】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

(1) ホルムアルデヒド対策

a. 居室の内装の仕上げ材

- 使用する材料 製材等 (製材 丸太 単層フローリング)
 特定建材
 その他の建材

ホルムアルデヒド発散等級(特定建材)

特定建材のうち最もホルムアルデヒドの発散量大きい建材の等級

- 使用せず
- F☆☆等級相当(第二種建築材料)
- F☆☆☆等級相当(第三種建築材料)
- F☆☆☆☆等級相当(規制対象外の建材)

特定建材のうち最もホルムアルデヒドの発散量大きい建材の等級

特定建材の種類	使用箇所

b. 天井裏の下地材等

- 措置方法 使用建材による 換気又は気密措置による

- 使用する材料 製材等 (製材 丸太 単層フローリング)
 特定建材
 その他の建材

ホルムアルデヒド発散等級(特定建材)

特定建材のうち最もホルムアルデヒドの発散量大きい建材の等級

- 使用せず
- F☆☆☆等級相当(第三種建築材料)
- F☆☆☆☆等級相当(規制対象外の建材)

特定建材のうち最もホルムアルデヒドの発散量大きい建材の等級

特定建材の種類	使用箇所

性能表示事項

(2) 居室の換気対策

種類 機械換気設備 その他 ()

機械換気設備

対象となる居室の名称

1F:

2F:

種類

第一種換気設備 (給気機+排気機) 第二種換気設備 (給気機+排気口) 第三種換気設備 (給気口+排気機)

ダクト

有 無

居室の気積・設計換気量・換気回数

気積 0 m³

換気量 0 m³/h

換気回数 0 回

居室出入り口の通気措置等

ドアのアンダーカット・ふすま・換気口等 なし

(3) 局所換気

台所 (機械換気 換気窓 両方 無)
 浴室 (機械換気 換気窓 両方 無)
 便所 (機械換気 換気窓 両方 無)

局所換気では、台所・浴室・便所の室内空気中
 のにおいや湿気を屋外に排出するための換気
 措置の有無を判定します。

【音環境】判定書

日付:2019年05月23日 13:16:50

建物コード:000003

建物名:伏図次郎【2階】

◎ 評価結果

北面 等級 1 2 ③

東面 等級 1 ② 3

南面 等級 1 ② 3

西面 等級 1 ② 3

居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度

等級	評価基準
3	特に優れた空気伝播音の遮断性能(JISに定める遮音等級T-2以上)が確保されている程度
2	優れた空気伝播音の遮断性能(JISに定める遮音等級T-1以上)が確保されている程度
1	等級2に満たないもの

◎ 評価分析

遮音を要する全ての面において等級2が確保されています。
幹線道路等、騒音源に面する方位の遮音性能だけを高めることも効果的です。

【音環境】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

開口部の遮音性能

■北の方位のサッシ及びドアセット

- | | 等級 | 1 | 2 | ③ |
|--|----------------|---|---|-----------------------------------|
| ● JISの遮音等級表示品 | | | | |
| 遮音等級 (<input type="radio"/> T-4 <input type="radio"/> T-3 ● T-2 <input type="radio"/> T-1) | (等級 - , 2 , 3) | | | |
| (T-2以上が等級3、T-1以上が等級2となります) | | | | |
| (T-1~T-4に該当するサッシはいわゆる防音サッシです) | | | | |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が25dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , - , 3) | | | Memo |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が20dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , 2 , -) | | | <input type="text" value="0"/> dB |
| <input type="radio"/> 遮音処理無し | (等級 1 , - , -) | | | |
| <input type="radio"/> 遮音を要する居室等が無い | (等級 - , - , -) | | | |

■東の方位のサッシ及びドアセット

- | | 等級 | 1 | ② | 3 |
|--|----------------|---|---|-----------------------------------|
| ● JISの遮音等級表示品 | | | | |
| 遮音等級 (<input type="radio"/> T-4 <input type="radio"/> T-3 <input type="radio"/> T-2 ● T-1) | (等級 - , 2 , 3) | | | |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が25dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , - , 3) | | | Memo |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が20dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , 2 , -) | | | <input type="text" value="0"/> dB |
| <input type="radio"/> 遮音処理無し | (等級 1 , - , -) | | | |
| <input type="radio"/> 遮音を要する居室等が無い | (等級 - , - , -) | | | |

■南の方位のサッシ及びドアセット

- | | 等級 | 1 | ② | 3 |
|--|----------------|---|---|-----------------------------------|
| ● JISの遮音等級表示品 | | | | |
| 遮音等級 (<input type="radio"/> T-4 <input type="radio"/> T-3 <input type="radio"/> T-2 ● T-1) | (等級 - , 2 , 3) | | | |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が25dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , - , 3) | | | Memo |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が20dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , 2 , -) | | | <input type="text" value="0"/> dB |
| <input type="radio"/> 遮音処理無し | (等級 1 , - , -) | | | |
| <input type="radio"/> 遮音を要する居室等が無い | (等級 - , - , -) | | | |

■西の方位のサッシ及びドアセット

- | | 等級 | 1 | ② | 3 |
|--|----------------|---|---|-----------------------------------|
| ● JISの遮音等級表示品 | | | | |
| 遮音等級 (<input type="radio"/> T-4 <input type="radio"/> T-3 <input type="radio"/> T-2 ● T-1) | (等級 - , 2 , 3) | | | |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が25dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , - , 3) | | | Memo |
| <input type="radio"/> JISに定める平均透過損失が20dB以上のサッシ及びドアセットを使用 | (等級 - , 2 , -) | | | <input type="text" value="0"/> dB |
| <input type="radio"/> 遮音処理無し | (等級 1 , - , -) | | | |
| <input type="radio"/> 遮音を要する居室等が無い | (等級 - , - , -) | | | |

住宅環境

- 幹線道路等騒音を有するものがある 閑静な住宅地 一般の住宅地
住宅周辺の音環境や家族の生活に合った適切な遮音性を確保することが大切です

◎ 総合評価

等級 1 2 3 4 **⑤**

住居内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度

等級	評価基準
5	高齢者などが安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
4	高齢者などが安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている
3	高齢者などが安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
2	高齢者などが安全に移動するための基本的な措置が講じられている
1	住居内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている
—	住居内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられていない

◎ 評価分析

「高齢者等への配慮」の項目について等級5を満足しています。

【高齢者等への配慮】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

高齢者等への配慮全体に影響する情報

● バルコニーの有無 ○ 有 ● 無

高齢者の利用の想定されるもの

● ホームエレベーター ○ 有 ● 無

出入口の幅が、750mm以上(通路より直進して入ることができる場合は650mm以上)のもの

イ. 部屋の配置 等級 1 2 3 4 ⑤

● 特定寝室と同一階にある部屋
 特定寝室とは、現在又は将来、高齢者等が就寝のために使用する部屋をさします

- 便所 (等級 2, 3, 4, 5)
- 浴室 (等級 -, -, 4, 5)
- 玄関 (等級 -, -, -, 5)
- 洗面所 (等級 -, -, -, 5)
- 脱衣室 (等級 -, -, -, 5)
- 食事室 (等級 -, -, -, 5)

ロ. 段差の解消 等級 1 2 3 4 ⑤

① 玄関出入口の段差 (等級 2, 3, 4, 5)

かつずりと玄関外側の高低差が20mm以下で、かつ、かつずりと玄関土間の高低差が5mm以下である

② 玄関上がりかまちの段差 (等級 -, -, 4, 5)

玄関の上がりかまちの段差は180mm以下である
 (接地階にない玄関の上がりかまちの段差は110mm以下)

③ 畳コーナーの段差 (等級 2, 3, 4, 5)

- 畳コーナーなし
- 畳コーナーあり
 - 高さが床から300mm以上、450mm以下
 - 介助用車いすの移動の妨げにならない
 - 面積が3㎡以上かつ9㎡未満
 - 間口の長さが1,500mm以上

④ 浴室出入口の段差

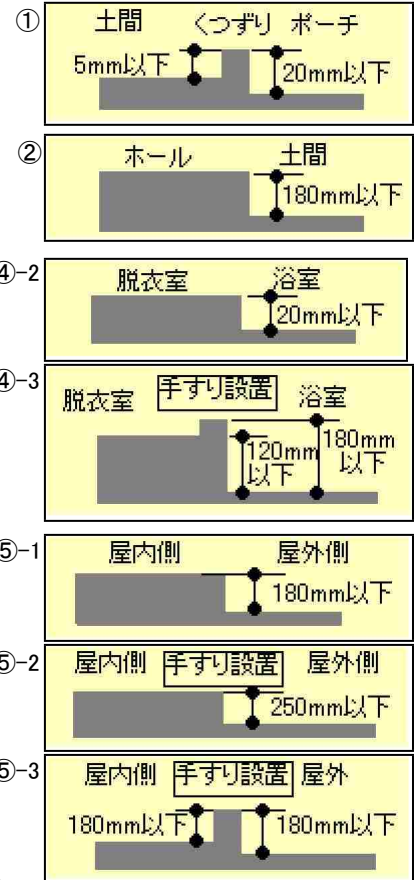
- 段差なし (等級 -, -, -, 5)
- 20mm以下 (等級 -, -, 4, -)
- 浴室内外の高低差が120mm以下で、またぎ高さを180mm以下とし、かつ手すりを設置 (等級 2, 3, -, -)
- 該当なし (等級 -, -, -, -)

⑤ バルコニーの出入口の段差

- 180mm以下の単純段差としたもの (等級 -, -, -, 5)
- 250mm以下の単純段差で手すりを設置 (等級 -, -, 4, -)
- 屋内外ともに180mm以下のまたぎ段差とし、かつ手すりを設置 (等級 -, -, -, -)
- 該当なし (等級 -, -, -, -)

⑥ 段差のない構造 (等級 2, 3, 4, 5)

上記の認められる段差を除いて住宅内の床は段差のない構造となっている



【高齢者等への配慮】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

ハ. 階段の安全性

等級 1 2 3 4 **5**

①勾配

- 勾配情報の入力(段数には曲がり部分の段数も含みます)

$$\text{階高} / \text{段数} = \text{けあげ} \quad \text{踏面}$$

$$2400 \text{ mm} / 16 = 150.0 \text{ mm} \quad 250 \text{ mm}$$

計算値

$$\text{勾配 } K = 12.60 / 21 = 4.20 / 7 \quad \text{けあげ} \times 2 + \text{踏面} = 550.0 \text{ mm}$$

$K \leq 20/21$ (等級 2, 3, 4, -) けあげ × 2 + 踏面の値は、550mm以上
 $K \leq 6/7$ (等級 -, -, -, 5) 650mm以下である必要があります

- 日常生活空間にない階段を判定対象とする (等級 -, -, 4, 5)

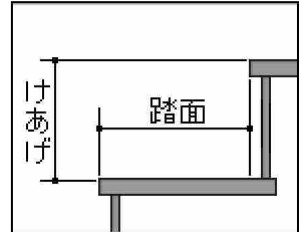
日常生活空間外にも階段がある場合に選択します。

ただし、日常生活空間内の階段の勾配が 6/7 以下であることを前提とします。

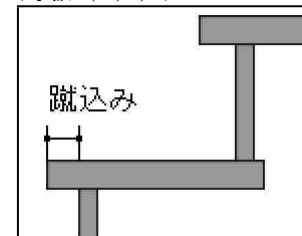
②蹴込み

- 蹴込みが30mm以下 (等級 2, 3, 4, 5)
- 蹴込み板が設置されている (等級 -, -, 4, 5)
- 踏面と蹴込み板を滑らかにつなぐ形状とする等、段鼻を出さないための処置を行っている (等級 -, -, -, 5)
- 踏面にすべり防止のための部材を設ける
 - 踏面と同一面になるように設置されている (等級 -, -, -, 5)
 - 踏面と同一面になるように設置されていない

踏面は 195mm 以上
(等級 2, 3, 4, 5)



蹴込みは30mm以下
(等級 2, 3, 4, 5)



③階段の形式

- 階段形式の基準
 - 直階段 (等級 2, 3, 4, 5)
 - 曲がり階段 (等級 2, 3, 4, 5)
 - 螺旋階段 (等級 -, -, -, -)
 - その他の形式 (等級 -, -, -, -)
- 最上段の通路等への食い込みが存在しない (等級 -, -, 4, 5)
- 最下段の通路等への突出しが存在しない (等級 -, -, 4, 5)

④曲がり部分の寸法

(踏面の狭いほうから300mmのところを計測)

- 曲がり部分の踏面 mm (踏面は195mm以上である必要があります)

- 曲がり部分の蹴込みが30mm以下

- 曲がり部分の形状

- 90°の曲がり部分が下階の床から上3段以内かつ全て30°以上で構成
- 90°の曲がり部分が踊場の床から上3段以内かつ全て30°以上で構成
- 180°の曲がり部分が、60°・30°・30°・60°の4段で構成
- その他

【高齢者等への配慮】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

二. 手すりの設置

等級 1 2 3 4 **⑤**

①階段の手すり

- 手すりの配置
 - 階段の両側に手すりが設置されている (等級 -, -, -, 5) 階段の勾配が 45° 以下
 - 階段の片側にのみ手すりが設置されている (等級 2, 3, 4, -) 階段の勾配が 45° を超える
 - 手すりは設置されていない (等級 -, -, -, -) 階段の勾配
- 手すりの高さ
 - 手すりの高さが 700mm ~ 900mm の範囲内で設置されている (等級 2, 3, 4, 5)

30.95°

②日常生活空間の手すり

- 便所 立ち座り補助用の手すりが設置されている (等級 2, 3, 4, 5)
- 浴室
 - 浴室出入のための手すりが設置されている (等級 -, -, -, 5)
 - 浴槽出入のための手すりが設置されている (等級 2, 3, 4, 5)
 - 浴槽内での立ち座りのための手すりが設置されている (等級 -, -, -, 5)
 - 姿勢保持のための手すりが設置されている (等級 -, -, -, 5)
 - 洗い場立ち座りのための手すりが設置されている (等級 -, -, -, 5)
- 玄関
 - 昇降や靴等の脱着のための手すりが設置されている (等級 2, 3, 4, 5)
 - 手すりを設置するための下地が準備されている (等級 2, 3, -, -)
 - 手すりを設置するための下地が準備されていない (等級 -, -, -, -)
- 脱衣室
 - 衣服の着脱のための手すりが設置されている (等級 2, 3, 4, 5)
 - 手すりを設置するための下地が準備されている (等級 2, 3, -, -)
 - 手すりを設置するための下地が準備されていない (等級 -, -, -, -)

③転落防止のための手すり

- 手すり子の内法寸法が 110mm 以下である (等級 2, 3, 4, 5)
- 手すりの高さが以下の表の基準に沿っている (等級 2, 3, 4, 5)

	腰壁または窓台の高さ		手すり部分の高さ
	イ	ロ	
バルコニー	イ	650mm ≤ 腰壁の高さ < 1100mm	床面から 1100mm以上
	ロ	300mm ≤ 腰壁の高さ < 650mm	腰壁から 800mm以上
	ハ	腰壁の高さ < 300mm	床面から 1100mm以上
2階以上の窓	イ	650mm ≤ 窓台の高さ < 800mm	床面から 800mm以上 (3階の場合は1,100mm以上)
	ロ	300mm ≤ 窓台の高さ < 650mm	窓台から 800mm以上
	ハ	窓台の高さ < 300mm	床面から 1100mm以上
廊下および階段 (開放されている側)	イ	650mm ≤ 腰壁の高さ < 800mm	床面から 800mm以上
	ロ	腰壁の高さ < 650mm	腰壁から 800mm以上

- 屋上広場又は2階以上のバルコニーの周囲に、高さ1,100mm以上の手すり壁、さく又は金網が設置されている (等級 2, 3, 4, 5)

【高齢者等への配慮】判定書明細

日付:2019年05月23日 13:16:50

建物コード:000003

建物名:伏図次郎【2階】

性能表示事項

ホ. 通路・出入口の幅員 等級 1 2 3 4 ⑤

①通路の幅員

- 日常生活空間内の通路の有効幅員が 850mm 以上 (等級 -, -, -, 5)
(柱等の箇所は 800mm 以上)
- 日常生活空間内の通路の有効幅員が 780mm ~ 850mm (等級 -, 3, 4, -)
(柱等の箇所は 750mm ~ 800mm)
- 日常生活空間内の通路の有効幅員が 780mm 未満 (等級 -, -, -, -)
(柱等の箇所は 750mm 未満)

②玄関の出入口の幅員

- 日常生活空間内の玄関の出入口の有効幅員が 800mm 以上 (等級 -, -, -, 5)
- 日常生活空間内の玄関の出入口の有効幅員が 750mm ~ 800mm (等級 -, 3, 4, -)
- 日常生活空間内の玄関の出入口の有効幅員が 750mm 未満 (等級 -, -, -, -)

③浴室の出入口の幅員

- 日常生活空間内の浴室の出入口の有効幅員が 800mm 以上 (等級 -, -, -, 5)
- 日常生活空間内の浴室の出入口の有効幅員が 650mm ~ 800mm (等級 -, -, 4, -)
- 日常生活空間内の浴室の出入口の有効幅員が 600mm ~ 650mm (等級 -, 3, -, -)
- 日常生活空間内の浴室の出入口の有効幅員が 600mm 未満 (等級 -, -, -, -)

④その他の出入口の幅員

- 800mm 以上(工事を伴わない撤去による確保は可) (等級 -, -, -, 5)
- 750mm 以上(工事を伴わない撤去による確保は可) (等級 -, -, 4, -)
- 750mm 以上(軽微な改造による確保は可) (等級 -, 3, -, -)
- 750mm 未満

・軽微な改造とは、住宅の構造に影響を与えない範囲での改造をいいます

・工事を伴わない撤去とは、ビスを外して建具を撤去する程度の措置をいいます

・バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口はこの項目には含まれません

【高齢者等への配慮】判定書明細

日付: 2019年05月23日 13:16:50

建物コード: 000003

建物名: 伏図次郎【2階】

性能表示事項

へ. 寝室・便所・浴室

等級

1

2

3

4

⑤

① 寝室の広さ

● 特定寝室の広さ

- 12㎡(約8畳)以上である (等級 -, -, 4, 5)
- 9㎡(約6畳)以上である (等級 -, 3, -, -)
- 上記の条件を満たしていない (等級 -, -, -, -)

② 便所の広さ

● 便器の形式

- 和式 (等級 -, -, -, -)
- 洋式(腰掛け式) (等級 -, 3, 4, 5)

● 便器の形状

- 短辺を内法寸法で 1300mm 以上確保している (工事を伴わない撤去等による確保も可) (等級 -, -, -, 5)
- 短辺を、便器後方の壁から便器の先端までの距離に 500mm を加えた値以上確保している (工事を伴わない撤去等による確保も可) (等級 -, -, -, 5)
- 短辺を内法寸法で 1100mm 以上確保し、長辺を内法寸法で 1300mm 以上確保している (軽微な改造による確保も可) (等級 -, -, 4, -)
- 便器の前方及び側方に 500mm 以上確保している (ドアの開閉による確保又は軽微な改造による確保も可) (等級 -, -, 4, -)
- 長辺を内法寸法で 1300mm 以上確保している (軽微な改造による確保も可) (等級 -, 3, -, -)
- 便器の前方又は側方に 500mm 以上確保している (ドアの開閉による確保又は軽微な改造による確保も可) (等級 -, 3, -, -)
- 上記の条件を満たしていない (等級 -, -, -, -)

③ 浴室の広さ

● 浴室の広さ

- 内法寸法で短辺を1400mm かつ面積を2.5㎡ 以上確保 (等級 -, -, 4, 5)
- 内法寸法で短辺を1300mm かつ面積を2.0㎡ 以上確保 (等級 -, 3, -, -)
- 上記の条件を満たしていない (等級 -, -, -, -)